

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上の特例措置の拡充(個人住民税)
2	要望の内容	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十九号)第2条第3号に規定する公益法人を対象に、 1. 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げる。 2. 地方公共団体を通じた公益法人等への寄附について、寄附者の意思を尊重することができる環境を整備する。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成 22 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。 ・国民が支える「新しい公共」を実現する。 ----- 《政策目的の根拠》 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議) ・新成長戦略(平成 22 年6月 18 日 閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 15. 公益法人制度改革等 1. 公益法人制度改革の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人による公益活動の原資の重要な一つである寄附金について、寄附文化を醸成し、草の根の寄附を促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・公益社団・財団法人への寄附者数・寄附金額 ・下限額の引き下げにより新たに税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公益社団・財団法人の寄附金収入(公益活動の財政基盤)が増加されることにより、公益活動の拡大が見込まれる。
8	有効性等	① 適用数等 現時点(平成 22 年8月)において、約 250 の公益社団・財団法人が誕生。
		② 減収額 初年度及び平年度: ▲70 百万円(実績: ▲650 百万円)

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 控除の下限額を引き下げることにより、寄附者の増加、寄附金額の拡大の結果、公益社団・財団法人の寄附金収入が増加することにより、それらによる公益事業の活動範囲が拡大する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額及び下限額の引き下げにより新たに税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 寄附金を原資とする公益社団・財団法人による公益活動の拡大を図ることができなくなり、「民による公益の増進」「新しい公共」の実現が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 税収減に相当する分について、公益社団・財団法人が「新しい公共」の担い手として、国民の多様なニーズにきめ細かく応える公益的なサービスを実施することとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国から直接の支出等によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を講じることで、民間からの寄附金（公益活動の財政基盤）収入の拡大を支援することが「民による公益の増進」「新しい公共」という制度趣旨に沿っている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		<p>・「市民公益税制 PT 中間報告書」 ・「新しい公共」宣言</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月